

議案第37号

大和川右岸水防事務組合同規約の一部変更に関する協議について

大和川右岸水防事務組合同規約の一部変更について、次のとおり協議する。

大和川右岸水防事務組合同規約の一部を変更する規約案

大和川右岸水防事務組合同規約（昭和33年12月1日制定）の一部を次のように変更する。

第3条中「洪水」の次に「、津波」を加え、「防ぎよ」を「防御」に、「因る」を「よる」に改める。

別表第2中「防ぎよ」を「防御」に改め、同表 1 本川筋の表中「米」を「m」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項による大阪府知事の許可があった日から効力を発する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

水防法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大和川右岸水防事務組合同規約（抄）

（組合の事務）

第3条 この組合は、洪水、津波又は高潮に対し、別表第1に定める区域における水災を警戒し、
防ぎよし及びこれに因る被害を軽減するために必要とする事務を処理する。
防御 よる

2 この組合の防ぎよの対象河川及び海岸は、別表第2のとおりとする。
防御

別表第2（第3条関係）

防ぎよ対象河川及び海岸表
防御

1 本川筋

河 川 名	堤 防 区 間
大和川	(右岸) 柏原市国豊橋上流200 <u>米</u> の地点から海口に至る間 <u>m</u>

2 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。